

治安の確保

○テロ対策

千葉港及び木更津港には、石油・ガス施設を擁する京葉コンビナートをはじめとする重要施設が数多く存在し、また多くの外国船舶が出入しています。

千葉海上保安部では、これら重要施設に対する海上からの巡視警戒を実施するとともに、入港する外国船舶に関する情報を収集し、必要に応じて立入検査を実施するなど、警察、税関及び入国管理局等の関係機関と連携して、テロの未然防止にあたっています。



(テロ対策合同訓練)



(テロ対策合同訓練)



(テロ対策合同訓練)

〇2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会対策

2020年の「東京オリンピック・パラリンピック競技大会」では、幕張メッセで7つの競技が行われることとなっています。

幕張メッセは、比較的臨海部にあることから、千葉海上保安部では、海上から所要の警戒にあたることとしています。

【2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてのお願い】

ボート等の小型船を所有する方は、これらをテロリストに自爆テロや移動の手段として利用させないため、管理を徹底していただくようお願いします。

臨海部の事業者の方は、テロの標的となったり、着岸した外国船舶から船員に化けたテロリストが侵入する可能性があることから、自主警備や敷地からの出入管理の強化をお願いします。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて 千葉海上保安部からのお願い

船舶所有者&船舶管理者 ボート販売・レンタル店の方へ

●プレジャーボート等の小型船や、取扱いの容易な船外機船などは、**自爆テロやテロリストの移動手段等に利用される**可能性があります。

●タンカーや旅客船などは、**テロリストの標的になる**可能性があります。

⇒船の管理を徹底
⇒パトロール等、自主警備を強化
⇒怪しい人に売らない・貸さない

不審に思ったらすぐ通報を！

海・船に関する不審事象は **118番** に通報してください！
千葉海上保安部 警備救難課 Tel. 043-242-7238
木更津海上保安署 Tel. 0438-30-0118



2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて 千葉海上保安部からのお願い

テロ を起こさせないために 臨海部事業者・施設管理者の方へ

●危険物関連施設、エネルギー関連施設、大型集客施設などは、**テロリストの標的になる**可能性があります。

●港湾施設、係留施設などの臨海部施設は、海陸のアクセス経路として**テロリストに利用される**可能性があります。

●着岸した外航船から、**船員に化けたテロリストが侵入する**可能性があります。

⇒フェンス、防犯カメラ、センサー等の導入
⇒自主警備や出入管理の強化

不審に思ったらすぐ通報を！

海・船に関する不審事象は **118番** に通報してください！

千葉海上保安部 警備救難課 Tel. 043-242-7238
JAPAN COAST GUARD

(2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会専用啓発リーフレット)

○密漁取締

千葉海上保安部は、千葉県浦安市から千葉県館山市までの沿岸を管轄していますが、海浜は「あさり」や「ほんびのす貝」等の二枚貝が、磯場は「あわび」、「さざえ」、「いせえび」等が豊富に採れる好漁場となっています。

これらの水産資源を適切に管理し未来に残していくため、各漁業協同組合が稚貝を放流したり、操業時の採捕制限などが行われていますが、違法漁具を使用した悪質な密漁行為が後を絶ちません。

このような悪質な密漁行為の根絶を目指し、重点的に取締りを実施しています。



(密漁された貝類と違法な漁具)


【磯遊びや潮干狩りの際のお願い】

漁業権が設定された区域では、漁業者以外の方は、漁業権対象種として設定されている水産動植物は採捕できません。

また、漁業権が設定された区域でなくても、漁業者以外の方が潮干狩りをする場合は、使用する漁具や採捕できる貝の大きさが「千葉県海面漁業調整規則」により制限されています。


皆さん、磯遊びや潮干狩りでは、ルールを守って楽しんでください。

この地先には漁業権が設定されており、アサリやバカガイ等を採捕することはできません。




漁業権区域以外の場所においても、千葉県海面漁業調整規則により「漁業者以外が使用できる漁具・漁法」や「採捕できるアサリ等の大きさ」が定められています。

漁業者以外が使用できる漁具・漁法
①釣り、②たも網・さで網、③投網（船の使用は禁止）、④手づかみ・くまで ※まんが・貝まきは禁止



採捕できるアサリの大きさ
殻長2.7cmより大きいもの




2.7cm以下

千葉県海面漁業調整規則では、「漁業者以外が使用できる漁具・漁法」や「採捕できるアサリ等の大きさ」が定められており、これらに違反すると法令で罰せられることがあります。


漁業者以外が使用できる漁具・漁法

①釣り、②たも網・さで網、③投網（船の使用は禁止）、④手づかみ・くまで


※まんが・貝まきは禁止



採捕できるアサリの大きさ
殻長2.7cmより大きいもの



2.7cm以下



500円硬貨
2.65cm
原寸大

○密輸・密航の水際対策

入港する外国船舶には、覚せい剤等の禁止薬物やけん銃等の禁制品の密輸入を図る船員や、日本へ不法に入国しようとする密航者が乗船している可能性があります。

これらの犯罪を水際で阻止するため、外国船舶に関する情報収集、警察、税関及び入国管理局等の関係機関と連携した立入検査等の取締りを実施しています。



(船橋港における集団密航事件関与船舶)



(密輸事件で押収された覚せい剤)

○海洋環境事犯の取締り

千葉から館山に至る沿岸海域には、のり網や定置網が多数存在し、多数の海水浴客が集まる海水浴場も複数所在しています。

このような千葉の海で、油の流出や廃棄物の投棄などが起きた場合、その影響は計り知れません。

千葉海上保安部では、このような海上環境事犯に目を光らせ、日夜取締りにあたっています。



(海上に浮遊する油を回収する海上保安官)

○その他

千葉県沿岸は、貨物船による海上輸送の要衝であるとともに、余暇を楽しむプレジャーボートや水上オートバイ、漁業に勤しむ漁船など、様々な船舶が昼夜を問わず行き交っています。

こうした状況から、千葉海上保安部では、船舶の無資格運航や無検査船舶の航行など、海難事故の発生に繋がりがねない法令違反を取締っており、万が一、事故が発生した場合には、原因を特定するなどの所要の捜査を実施し、事故の早期解決及び再発防止に取り組んでいます。